

大 第 2 6 3 号  
平成30年6月13日

一般社団法人千葉県環境保全協議会長 様

千葉県環境生活部長  
(公 印 省 略)

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の  
改正について (送付)

日頃、本県の環境保全行政の推進に格別の御協力をいただき感謝申  
し上げます。

さて、県では、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒  
素酸化物対策指導要綱」を別添のとおり改正し、本年7月1日から施  
行することといたしましたので、参考までに送付します。

(担当)  
千葉県  
環境生活部大気保全課  
大気指導班  
TEL 043-223-3802

# 千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正概要

千葉県環境生活部大気保全課

## 1 改正の背景

県では、大気汚染を防止するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱（以下、「要綱」という。）」を制定し、発電等に用いる施設について、大気汚染防止法に定める排出基準よりも厳しい指導基準を設け、窒素酸化物の排出抑制を図っています。特に、発電事業については排出量が多いことから、発電事業用の発電ボイラー等に対しては、さらに厳しい指導基準（以下「発電事業者指導基準」という。）により指導を行っています。

今般、電気事業法の改正や技術の進歩により、発電事業者指導基準が設定されていなかった施設（ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関）を用いた発電事業が行われるようになり、これらの施設による窒素酸化物の増加が懸念されることから、当該施設についても発電事業者指導基準を定める等の要綱改正を行います。

## 2 改正後の要綱

別添のとおり。

## 3 主な改正点

発電事業者指導基準が適用となる施設にディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を追加し、その指導基準を下表（要綱別表（3））のとおり設定しました。

ただし、平成30年6月30日までに設置された施設（設置工事に着手されたものを含む）は、従前の基準が適用されます。

また、発電事業に係る定格出力の合計が3000キロワット未満の工場又は事業場については、下表の基準を適用しません。（この場合、これらの施設の指導基準は要綱別表（1）のとおりです。）

### 追加する発電事業者指導基準

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	100ppm
ガス機関	40ppm
ガソリン機関	200ppm

なお、発電事業者指導基準が適用となる発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は要綱別表（2）、発電事業以外の施設（自家用発電施設など）の指導基準は要綱別表（1）のとおりであり、これまでと変更ありません。

## 4 施行期日

平成30年7月1日

# 千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

## 〔目的〕

第1条 この要綱は、千葉県(千葉市及び船橋市を除く)内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。

## 〔対象施設〕

第2条 この要綱の対象施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「政令」という。)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場に設置される施設は除く。

## 〔指導基準〕

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は、別表(1)に定めるとおりとする。

2. 前項の規定にかかわらず、発電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。)が発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。)の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、別表(2)に定めるとおりとする。

3. 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、別表(3)に定めるとおりとする。ただし、これらの施設(発電事業の用に供するものに限る。)の定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場にあつては、これらの施設の指導基準は別表(1)に定めるとおりとする。

4. 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前各項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

## 〔排出口の高さ等〕

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所的高濃度汚染が生じないように当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

## 〔エネルギーの有効利用〕

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力(発電事業者が売電のために発電した電力を除く。)、熱及び蒸気等のエネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。

## 〔報告〕

第6条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。

## 〔転用等〕

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

2. 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

別表(第3条)

(1)

区 域	特別地域	その他の地域
発電ボイラー	40 ppm	60 ppm
ガスタービン	20 ppm	30 ppm
ディーゼル機関	100 ppm	150 ppm
ガ ス 機 関	200 ppm	300 ppm
ガソリン機関	200 ppm	300 ppm

(2)

定格出力(万kW)	5未満	5以上15未満	15以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

(3)

ディーゼル機関	100 ppm
ガ ス 機 関	40 ppm
ガソリン機関	200 ppm

備考

- 「特別地域」とは、野田市(旧関宿町区域を除く)、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の13市の区域とし、「その他の地域」とは、千葉県の区域のうち特別地域以外の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)とする。
- 別表の排出基準値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。  

$$C = (21 - O_n) \times C_s / (21 - O_s)$$
  - 「C」とは、窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。
  - 「O<sub>n</sub>」とは、標準酸素濃度(単位:%)をいい、発電ボイラーはガス燃料5、液体燃料4又は固体燃料6、ガスタービンは16、ディーゼル機関は13、ガス機関及びガソリン機関は0とする。
  - 「O<sub>s</sub>」とは、排出ガス中の酸素の濃度(単位:%)をいう。
  - 「C<sub>s</sub>」とは、排出ガス中の窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。